

仕 様 書

第 1 件名

地域資源発掘型プログラム『小麦の香る街 小平』PRイベント企画運営業務 実施委託

第 2 目的

小平市を含む武蔵野地域は古くから良質な小麦の生産が盛んであり、「武蔵野地域のうどん文化」は文化庁 100 年フードにも認定された。今でこそ小麦の生産そのものは衰退しているが、地域には「うどん文化」が残っている。

本事業では、小平市の新たな観光資源として武蔵野地域に古くから根付く小麦文化の再発見と当該地域への理解促進、観光による地域経済及びコミュニティの活性化を目的として実施するものである。

なお、本事業は、一般社団法人こだいら観光まちづくり協会、武蔵野手打ちうどん保存普及会、小平商工会（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第 3 契約期間

令和 4 年 9 月 1 5 日から令和 5 年 5 月 3 1 日まで

第 4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が指定する場所

第 5 事業実施スケジュール(予定)

スケジュールは下記を想定しているが、契約締結後 2 週間以内に採用された企画を踏まえたスケジュールを提出すること。

令和 4 年 9 月	連携協議会の発足（毎月 1 回程度開催）
1 1 月	小麦農業体験会（仮称）開催
1 2 月	スタンプラリー広報開始
1 月～ 3 月	スタンプラリー開催
4 月	「～小麦の香る街～ 小平糧うどんフェス（仮称）」開催
5 月	効果の検証・課題整理・報告書作成

第 6 委託内容

1 連携協議会の運営

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる連携協議会（以下「協議会」という。）を立ち上げ、その中で、「小麦の香る街 小平」PR イベント企画運営等について検討をしていく。なお、協議会は、9 月に発足（予定）し、月 1 回程度実施（予定）とする。

受託者は、協議会開催の都度、財団及び企画提案者と協議の上、協議会における議題の整理、資料の作成及び各種調整を行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大等の状況に応じて WEB

会議等の実施体制を整えること。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を財団及び企画提案者に提出すること。

2 「～小麦の香る街～ 小平糧うどんフェス（仮称）」イベントの企画・運営

「小麦の香る街 小平」として小平の魅力を周知するとともに新たな観光資源の開発を目的として、「～小麦の香る街～ 小平糧うどんフェス（仮称）」の企画・運営を実施すること。

（1）実施概要

（ア）実施時期 令和5年4月中旬～下旬（土日の2日間）

（イ）実施場所 「たけのこ公園」（東京都小平市花小金井7丁目）

上記、実施場所の予約は別途、企画提案者が行う。たけのこ公園の平面図は別紙1のとおり。

（2）実施内容

実施にあたっては、以下のとおり企画運営すること。

（ア）本事業の主旨を踏まえて、土日2日間のイベントを開催すること。「たけのこ公園」を有効に活用できるような会場全体のレイアウト案を作成すること。

（イ）イベント実施に際して必要な機材の手配や装飾等に係る備品等の手配は全て受託者が本委託業務内で行うこと。なお、水道は利用可能、電気はメーターを設置して使用量に応じて有料となるため想定される電気料は本委託費用内に含めること。

（ウ）関係者との連携・調整

実施に際し、関連する地域の団体及び民間事業者等との連携を意識し、運営にあたり全ての関係者と円滑に調整を行うこと。

（エ）武蔵野地域のうどん文化「小平糧うどん」のPR

- ・イベント会場内で「小平糧うどん」をPRするコーナーを企画し設置すること。
- ・文化庁100年フードに認定された「武蔵野地域のうどん文化」についても併せて紹介すること。
- ・小平市内のうどん店を紹介すること。

（オ）うどん手打ち体験や実食コーナー

- ・うどん手打ち体験や実食ができること。
- ・企画提案者と連携し、小平糧うどんを実際に食べることができるコーナーを設置すること。うどんは有料販売とし、価格設定については企画提案者と協議の上、決定すること。
- ・「糧（ゆでた野菜）」を複数用意し、参加者が自由に組み合わせを楽しめるような工夫を行い、小平糧うどんへの理解を深める取組とすること。

（カ）出展募集

・対象

以下の店舗を対象に出展募集を行い、5～10店舗程度の参加を実現すること。

- ①小平市内で小平糧うどんを販売している店舗
- ②小平市内で小麦（※）を扱う店舗（パン・ビール・パスタ等）

(※小麦は小平産に限定しない。)

- ・募集要領等を作成し、当日の運営までを適宜サポートすること。
- ・なお、出展料は無料とし、必要な設備（テントや机・椅子・看板・水・電気など）等があれば受託者が本委託費用内で用意すること。

(キ) 特産品販売

- ・小平市内の「うどん」を使った商品を販売すること。上記（カ）の出展者による販売でも可とする。
- ・企画提案者と調整の上、「武蔵野うどんを使った商品」や「うどんと小平の特産品を組み合わせた商品」を試作し、販売またはサンプリングを実施し、アンケートを実施すること。
- ・今後の特産品開発へのヒントとなるような取組とすること。

(ク) グルメコンテスト

・「うどん食べ比べ」「出展食品の食べ比べ」「特産品の食べ比べ」「上記（オ）で用意した糧の食べ比べ」等、イベント会場で参加者が楽しみながら各出展ブースを回遊しながら参加できるグルメコンテストを企画し実施すること。また、参加者に対して後日市内のうどん店舗等で使用できるようなグルメ券を抽選で配布する等、イベント後も市内の回遊につながり「小平糧うどん」のPRにつながるような工夫を施すこと。

(ケ) 広域連携ブース

武蔵野地域のうどん文化圏に属する他都市のブースを用意すること。他都市の出展調整は別途企画提案者が行う。なお、出展料は無料とし、必要な設備（テントや机・椅子・看板・調理に必要な設備など）等があれば受託者が本委託費用内で用意すること。

他都市のうどんを実食できるようにし、会場内で小平糧うどんとの味比べなどができること。

(コ) 事務局設置及び運営スタッフ等人員手配

上記記載の内容を円滑に履行するにあたり、イベントの実施に必要な事務局設置及び運営スタッフ等を手配し、イベント実施に必要な期間、適切に運営・配置すること。

(サ) イベント保険

必要に応じて、イベント保険等への加入を適切に行うこと。

(シ) 各種届け出等

食事提供に伴う保健所等への届け出は、受託者が責任をもって行うこと。また、前述以外で、運営に必要なものがあれば適宜追加すること。

3 小麦農業体験会の企画・運営

子供たちが地域への理解、愛着を深めることを目的に、市内の小学生を対象に以下のイベントを企画・運営すること。

(1) 実施概要

(ア) 実施時期 令和4年11月

(イ) 対象：市内の小学生（親子体験）

(2) 実施内容

- ・市内の小麦農家での麦ふみ等を体験後、屋内へ移動し簡単なミニ講演と手打ちうどん体験会を実施すること。
- ・小麦農家の選定、交渉、調整は別途企画提案者が行う。農家への謝金等が発生する場合は委託者が本委託費用内で支払うこと。
- ・ミニ講演は対象が小学生という事をふまえて講師の選定を行うこと。地域の歴史（小麦との関わりを含む）を学び、地域への理解促進・愛着の造成につながるような内容とすること。
- ・手打ちうどん体験の講師は企画提案者が行う。また、会場は企画提案者と調整の上決定すること。うどん体験講師への謝金・会場利用料・材料費等については受託者が負担すること。

(ア) 募集人数（各回共通）

各回 15～20 名程度とする。

(イ) 参加費（各回共通）

無料

(3) イベント保険

必要に応じて、イベント保険等への加入を適切に行うこと。

(4) 各種届け出等

食事提供に伴う保健所等への届け出は、受託者が責任をもって行うこと。また、前述以外で、運営に必要なものがあれば適宜追加すること。

4 スタンプラリーの企画・運営

(1) 実施概要

(ア) 実施時期 令和 4 年 1 月～3 月（うち 2 カ月間以内）

(イ) 対象店舗 小平市内及び隣接する市でうどんを販売する店舗や飲食店等

(2) 実施内容

実施にあたっては、以下のとおり企画運営すること。

(ア) 本事業の主旨を踏まえて、市内および隣接する市の店舗を回遊させることを目的としてスタンプラリーを実施すること。実施期間は 2 カ月以内として市内 20 店舗以上と連携し、実施すること。また、市外から小平市への誘客を促進するような企画内容とすること。

(イ) 景品について

当スタンプラリーへの参加を促すため、景品を用意すること。条件を満たした参加者への景品の送付については後日郵送等により実施すること。なお郵送等については、破損等がないよう十分に梱包した上で送付すること。

5 広報 PR

本事業及び地域の魅力を広く PR するため適切なプロモーション活動を行うこと。以下について提案し、財団と協議の上実施すること。

(1) キービジュアルの作成

本事業全体、および各イベント毎のキービジュアルを提案、作成すること。作成したデータは各種広報PRに活用するとともに、企画提案者が運営しているWEBサイト等にも掲載できるようにデータ納品すること。

(2) WEB、SNS等を活用した広告

(ア) WEBサイトを活用したPR

一般社団法人こだいら観光まちづくり協会が運営する以下のサイト上にイベント情報を掲載するためのPR素材等を納品すること。データの形式等については同協会と事前に協議の上、対応すること。サイトへのアップ作業を同協会が行う。

「フラットNAV I小平にこないか？」 <https://kodaira-tourism.com/>

(イ) 広告出稿

効果的な媒体を提案し、広告を掲出すること。なお、以下については別途企画提案者が実施を予定している。

- ・市広報誌への掲載
- ・JR武蔵野線「新小平駅」中2階コンコース内でのポスター掲出

(3) ポスターやチラシの制作および掲出

上記(1)で作成したキービジュアルを使用し、ポスターやチラシ等の制作をおこなうこと。また、配布場所や部数・掲出期間について効果的な提案を行うこと。

6 事務局の設置・運営

(1) イベント事務局の設置

事業全体の進行や進捗を管理する事務局を設置すること。

(2) 事業全体の進行管理、連絡調整全般

事業全体の進行を管理し、運営に係る一切の業務を行うとともに関係機関との連絡調整を行うこと。円滑に事業を遂行できるように本事業に係る担当者を適切に配置し、責任体制を明確にすること。

(3) 問い合わせ対応

本事業に関する問合せへの対応を電話及びメールにて行うこと。なお、設置にあたり、電話回線(1回線以上)及びメールアドレスを設けること。設置した電話番号及びメールアドレスは、決定後速やかに財団に報告すること。なお、イベント開催期間中は、土曜日、日曜日及び祝日も含め対応することとし、対応時間帯は協議の上、決定するものとする。

(4) トラブル対応

万が一、事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに財団へ報告すること。

(5) メディア取材対応、許可申請

メディアによる取材、撮影が入る場合、対応可能な体制を事前に構築しておくこと。また出展者や参加店舗等関係各所へ必要に応じて取材の許可を取ることを。

7 次年度事業計画書（仮）の作成

各イベントの参加者属性の分析や、広告・アンケート結果の検証を通じて、企画提案者の視点で本事業の運営方法や課題等の整理を行い、次年度以降の継続実施のための事業計画書を作成すること。

8 報告書類の提出

受託者は、1～7の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

（1）事業実施報告書

記載内容については財団と協議の上、作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

2 ～小麦の香る街～ 小平糧うどんフェス（仮称）

3 小麦農業体験会

4 スタンプラリー

5 事業効果の把握

6 広報 PR 媒体の制作・広報

7 実施結果

8 事業の成果

9 課題及び今後の展開

10 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 仕立：くるみ表紙、無線とじ 使用材料：「東京都グリーン購入ガイド（2022年度版『2.印刷物』）」等を確認の上、可能な限り遵守すること。 その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）又は FSC マークを用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。

（2）事業実施報告書概要版

記載内容については、財団と協議の上、作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 現状・課題

2 実施内容

3 成果

4 課題及び今後の展開

規 格	大きさ：A3 頁 数：1枚・中折片面・見開き 色 ：4色カラー刷り 使用材料：「東京都グリーン購入ガイド（2022 年度版『2. 印刷物』）」等を確認の上、可能な限り遵守すること
その他	9 報告書の「その他」に同じ

第7 納入物件

1 事業実施報告書	8 部
2 事業実施報告書概要版	8 部
3 「『小麦の香る街 小平』PRイベント」の次年度事業計画書（仮）	8 部
4 1～3の電子データ（DVD-R等）	2 部
5 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ	2 部

第8 業務実施上の留意点

- 受託者は、アンケート調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - 本調査の委託者は財団であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - 財団の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 受託者は、本事業の実施にあたっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 本委託事業の履行において事故が発生し、財団や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに財団に報告すること。
- 受託者は、令和4年9月から令和5年5月までの間、財団に対して定例報告等を行うこと。受託者は、あらかじめ定例報告の日時について、財団と協議すること。なお、この定例報告にかかわらず、受託者と財団は双方協議の上、随時に打合せ等を行うことができる。
- 受託者は、定例報告において、事業の進捗状況、今後の予定等を記した書面を財団に提出し、その内容を説明すること。
- 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時期、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言等の発出など新たな事態が生じた

場合、事業の実施期間中においても適宜見直しを図ることがある。

なお、実施に際しては、東京都や国等のガイドラインに応じた感染予防対策を講じること。

第9 事業における収入等の取扱いについて

事業の実施に伴い、受託者が収入を得る場合や試作品等を配布する場合の取扱いについて、下記の通りとする。

- 1 事業実施中に、新たに収入が発生することとなった場合（出展料の徴収や特産品の販売、体験イベントの参加費用など）は、事前に財団と協議した上で、契約変更（総事業費から収入を差し引いた金額に変更）など所定の手続きを取ること。
- 2 事業を通じた成果物（試作品等）を無償で配布する場合は、事前に書面によって配布先や配布物の内容、量などを財団に報告し、了承を得ること。
- 3 1による収入があった場合、また、2による無償配布があった場合は、事業終了後に最終的な収入額、配布物の内容、量等をデータ等による確実な方法で財団に報告をすること。

第10 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

第11 秘密の保持

受託者は、第10項により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。第10項により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

第12 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、財団又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第13 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

第14 個人情報の保護等

- 1 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- 2 本件における「個人情報」として、以下の事項を想定している。
(1) 本事業で実施するアンケート調査等を通じて得たもので、アンケート回答者及び地域の関

- 係者等の氏名、連絡先、属性、年齢、メールアドレス及び調査回答など
- (2) 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
- (3) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報 (IP アドレスなど) も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- 3 本事業の遂行にあたり第10項「第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者 (あるいは今後取得予定である事業者) であることが望ましい。
- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類

第15 支払い方法

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

第16 その他

- 1 財団は必要に応じて本契約に係る情報 (受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等) を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 2 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。

第17 連絡先及び納品先

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課

地域資源発掘型プログラム事業担当 担当名 丹下・横山

東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

電話 (直通) 03-5579-2682